

○和洋女子大学情報ネットワーク利用細則

(趣旨)

第1条 この細則は、和洋女子大学情報ネットワーク規程に基づき、和洋女子大学情報ネットワーク（以下「WAYO-NET」という。）の利用について必要な事項を定める。

(利用の目的)

第2条 WAYO-NETの利用は、原則として、学術研究・教育・学習及びその支援を目的としたものに限る。ただし、大学の管理・運営及び教職員・学生の福利厚生に資する利用については認める。

(利用者アカウント)

第3条 WAYO-NETを利用できる者は次のとおりとし、図書館長は利用に必要なアカウントを発行する。

(1) 和洋女子大学並びに大学院の学則に記載される学生及び和洋学園と雇用契約があり大学業務に従事する者（別表1のとおり。）

(2) その他、図書館長が認めた者

(利用申請)

第4条 WAYO-NETを利用申請は以下のとおりとする。

(1) 第3条第1号に定める利用者は、あらかじめ申請書を提出することなしに身分が発生した時点で利用できるものとする。

(2) 第3条第2号に該当する者は、所定の申請書を提出しなければならない。

2 前項第1号、第2号の内容に変更が生じた場合、所定の申請書によりアカウント等の変更を行うことができる。

(利用者アカウントの抹消)

第5条 発行した利用者アカウントは以下の時点で抹消する。

(1) 第3条第1号に定める利用者が、退職、卒業、退学、除籍等により身分を失ったときには、そのアカウントは抹消する。

(2) 第3条第2号に該当する利用者については、必要と認めた期間を過ぎた時点で抹消する。

(機器接続の条件)

第6条 WAYO-NETに接続できる機器は、コンピュータ・ウィルス及びセキュリティ対策を実施することを必須とし、その管理は申請者の責任とする。

(機器接続の申請)

第7条 WAYO-NETに情報機器を接続しようとする者は、所定の申請書を図書館長に提出し、承認を得ることとする。ただし、教員用ネットワークにおいては、WAYO-NET利用者アカウントで利用者認証できる情報機器を除く。

2 第1項の申請内容に変更又は廃止が生じたときは、所定の申請書を図書館長に提出することとする。

(利用者の義務及び責任)

第8条 利用者は、次の事項を遵守する義務があるものとする。

- (1) WAYO-NETの不慮の故障による送受信中のデータの消失に備える措置
(バックアップ等)
- (2) 発行されたアカウント並びにパスワードの厳重な管理
- (3) 和洋女子大学情報ネットワーク利用禁止事項に関するガイドラインとして別に定める事項

2 利用者は、次に事項に責任を負うものとする。

- (1) WAYO-NETを利用して発信した通信の内容
- (2) 利用者がWAYO-NETを利用することにより発生した損害及び障害
(違反に対する借置)

第9条 図書館長は、本細則第8条の規定に違反する行為の有無、その他、WAYO-NETの運営に関する事項について、必要な調査を行使する権限を有する。

2 図書館長は前項の調査の結果、利用者が、本細則又は図書館長の指示に反する行為を行った場合には、その利用者の利用の停止又はその利用者のアカウントを没収できる。

3 図書館長は、利用者が第8条に違反することにより、故意に損害を与えた場合は、当該利用者にその損害に対して必要な措置をとるよう求めることができる。

(WAYO-NETの停止)

第10条 WAYO-NETが本学以外の情報ネットワークの正常な維持及び運用を妨げる重要かつ切迫した危機にある場合、図書館長は、その危機を回避するために必要な範囲のネットワークを停止することができる。

(免責)

第11条 本学は、WAYO-NETを通じて入手した情報に関連して生じた損害、WAYO-NETの遅延若しくは中断で生じた損害に対し、責任を負わないものとする。

(利用者支援)

第12条 和洋女子大学学術情報センターは、情報ネットワーク利用に関する一般的知識・モラル・マナー並びに本細則第8条について、利用者が理解し、遵守することができるよう、必要な支援を行うものとする。

(細則の改廃)

第13条 この細則の改廃は、学術情報センター委員会及び全体協議会の議を経て、学長が行う。

附 則

この細則は、平成23年2月8日から制定施行する。

2 情報ネットワーク利用規則（平成18年4月1日施行）は、平成23年2月8日をもって廃止する。

附 則

この細則は、平成26年1月21日から改正施行する。

附 則

この細則は、平成27年4月1日から改正施行する。

附 則

この細則は、平成30年4月1日から改正施行する。

附 則

この細則は、2020年3月10日から改正施行する。

附 則

この細則は、2020年4月1日から改正施行する。